



令和 8 年 8 月 27 日からの石川県の大雨に伴う 大雨に関する警報等の暫定的な運用について

令和 8 年 8 月 27 日からの石川県の大雨による河川の堤防決壊等の状況を考慮し、石川県の一部の市町について、大雨に関する警報等の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げ、本日より運用します。

令和 8 年 8 月 27 日からの石川県の大雨により、石川県内の一部河川において堤防決壊等が確認されているところです。

これらの地域では、比較的少ない降雨でも災害が発生する可能性があります。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、令和 8 年 9 月 8 日より当分の間、気象台が発表する大雨に関する警報等（レベル 4 大雨危険警報、レベル 3 大雨警報、レベル 2 大雨注意報）の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下記のとおりです。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町
石川県	8 割	羽咋市

洪水キキクル※¹及び大雨キキクル※²についても、暫定基準が反映されたものになり、引き続き避難対象地域の絞込みにご活用いただけます。

なお、今後引き続き、河川の堤防や護岸等の被災状況を確認するとともに、降雨と災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直す場合があります。

※ 1 洪水キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>)

…大雨による洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

※ 2 大雨キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain/>)

…大雨による浸水害及び洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

問合せ先：金沢地方気象台 山本、川本
電話 076-260-1462